

合併に向けて…私たち町民がしなければならないこと

3回にわたってお話しました「市町村合併」、すでに合併した新潟市・黒埼町を皮切りに北魚沼郡6町村（堀之内町・小出町・広神村・守門村・入広瀬村・湯之谷村）及び東頸城郡6町村（浦川原村・牧村・安塚町・大島村・松代町・松之山町）が任意の合併協議会を設置し、合併に向けて動き出しています。また、ほかの市町村でも合併に向けた取組がなされており、小須戸町も同じく合併に向けて動き出しています。

合併には、町民のみなさんから合併に対する意見や「小須戸町」という地域の将来がどうあるべきかということと一緒に議論しなければなりません。この議論の過程において明らかにすることが必要な項目には、次のようなものが挙げられます。

- ・合併市町村の対象範囲の具体化と検討
- ・当該地域における合併のメリットの確認と住民の不安への対応策
- ・合併市町村の将来に向けた財政、公共施設、各種事業展開、定員管理等のあり方と具体的シミュレーション
- ・将来の町づくりのビジョンとなる市町村建設計画
- ・各種行政制度の調整

そして、市町村合併の推進に際しては、住民の意向が尊重され、施策に反映できるような住民参画システムの確立に努め、住民に対して市町村行政の現状や市町村合併の必要性について十分な情報提供を行った上で住民の意向の把握を行っていく予定です。

合併に際して、想像性豊かな活力ある分権型社会を実現するためには、住民自身が積極的・主体的に地域づくりに参画することが必要です。また、NPO（民間非営利組織）法人設立などに象徴されるように、住民、各種団体等と行政が協働して地域づくりに取組む気運も醸成されつつあります。

市町村合併は地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼすものです。このため特に、関係市町村や地域住民の主体的な取り組みのもとに、検討が進められる必要があり、それぞれの地域の住民は、市町村合併について理解や関心を高め、真剣に考えていくことが望まれます。

合併はすぐ目の前に迫っています。

みなさん、一緒に小須戸町の未来を考えましょう。

合併に関する意見をお聞かせください。

〒956-0192

新潟県中蒲原郡小須戸町大字小須戸120番地

小須戸町役場 総務課 企画財政係

政令指定都市制度とは…

今回、新潟圏域が目指す「政令指定都市」とは地方自治法第252条の19に基づき、政令で指定する人口50万人以上の市のことを言います。（実際には、一定の要件を備えたおよそ80万人以上の人口を要する市を総務省では指定する方針としている。

現在、政令指定都市の指定を受けている都市

札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

制度の概要…政令指定都市の機能・メリット

政令指定都市になると、都道府県の処理する事務のうち下記のもの进行处理することができるようになります。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ・児童福祉に関する事務 | ・母子保健に関する事務 |
| ・民生委員に関する事務 | ・食品衛生に関する事務 |
| ・身体障害者の福祉に関する事務 | ・墓地・埋葬等の規制に関する事務 |
| ・行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務 | ・興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務 |
| ・社会福祉事業に関する事務 | ・精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 |
| ・知的障害者の福祉に関する事務 | ・結核の予防に関する事務 |
| ・母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 | ・都市計画に関する事務 |
| ・老人福祉に関する事務 | ・土地区画整理事業に関する事務 |
| ・屋外広告物の規制に関する事務 | |

また、政令指定都市になると、ほぼ県並の権限が与えられ、社会福祉、保健衛生、都市計画、建築などにおける特定事務が県から委譲されるとともに、中央省庁との折衝も県を通さず、直接的に行えるようになります。

例えば、行政組織上では市の区域を分け、区を設置できるようになり、財政上では普通交付税や地方譲与税等の割増や宝くじ等の発行が可能となるなどいろいろなメリットが生じます。

<参考> 合併後の主な財政支援

合併特例債	まちづくり建設事業	借入限度額	788.5億円
	振興基金造成	借入限度額	38.0億円
合併市町村補助金（3ヵ年計）			14.7億円
合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（5ヵ年計）			30.0億円
合併市町村に対する包括的な特別交付税措置（3ヵ年計）			16.2億円
合併特例交付金			38.7億円
地域づくり資金貸付（まちづくり建設事業・基金計）			43.3億円